

2012
年版

司法書士
過去問マスター

2 民法
《債権・親族・相続》

東京法経学院

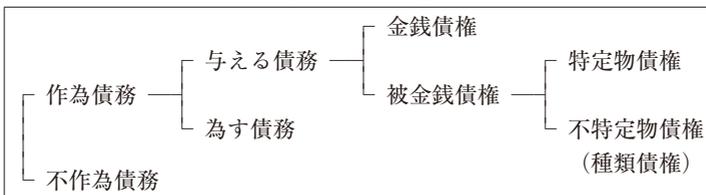
第4編
債 權

第1章 債権の目的

1 過去10年の出題分布

出題事項	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
利息債権		★			★					
金銭債務の特則		★								

☆ 給付の内容に応じた「債権の分類」



2 傾向分析

近年、本章にズバリ該当する出題はない。15年度には、次章の「債権の効力（債務不履行による損害賠償）」と関連するが、金銭債務の履行を遅滞した場合の法律関係を問う出題がされている。19年度には、利息債権にからめ、期限、消滅時効に関する知識が問われている。金銭の支払いを目的とする債権ということで、本章に分類した。

さらに過去の出題を遡れば、特定物債権と不特定物債権、種類債権の特定、選択債権に関する出題がされている。

3 対策

- ① 債権とは、特定人が特定人に対して一定の行為（給付）を請求することを内容とする権利である。債権は、その給付の内容に応じて、上記の表のとおり分類することができるが、給付の内容に応じて、強制執行の方法（民414）が異なってくるので注意しておきたい。
- ② 前記の分類中、本試験での出題は少ないものの、他の分野（危険負担や瑕疵担保責任等）と関連するので、是非押さえておきたいのは、特定

物債権と不特定物債権の別である。

特定物債権とは、具体的な取引において当事者が物の個性に着目し、その物を引き渡すことを目的とする債権である。これに対し、不特定物債権とは、具体的な取引において、当事者がその物の個性に着目していない場合である。目的物が特定物であるか、それとも不特定物であるかによって、当事者間の法律関係に差異が生じてくる。

例えば、特定物を目的とする売買契約において、売主は、引渡しの際の状態その物を買主に引き渡せば足りる（民483）。仮にその物に瑕疵があっても、売主に瑕疵のない物を給付すべき義務はないと解されている（但し、争いあり）。当事者間の公平は、瑕疵が生じた時期や売主の帰責事由の有無によって、売主の瑕疵担保責任（民570）や善管注意義務（民400）違反による損害賠償によって図られる。また、危険負担については、債権者主義が適用される（民534Ⅰ）。これに対し、不特定物を目的とする売買契約においては、売主は、特定（民401Ⅱ）が生じない限り、同種の物を市場から調達して買主に引き渡さなければならない。もちろん、瑕疵のある物を提供しても、債務の本旨に従ったものとはいえないので、特定も生じないし、債務不履行の責任を免れることもできない。その他にも、所有権の移転時期などに差異が生じてくる。

- ③ 金銭債務については、金銭が万能であり、極度の融通性・普遍性を有していることから、履行不能は観念できないし、債務者は不可抗力を抗弁とすることができず、必ず一定利率による遅延損害金を支払わなければならない。15年度に出題されたが、常識としておきたい。

また、選択債権については、昭和61年度以降出題がされておらず、本章の中では、最も出題が予想される事項であろう。具体的事例を念頭に置いて、条文を読み込んでおいていただきたい。

チェック欄						
-------	--	--	--	--	--	--

[問] 次の対話は、履行遅滞に関する教授と学生との間の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 金銭債務について履行遅滞が生じた場合に、その債務者は、履行遅滞が不可抗力によって生じたものであるから、その責任を負わないと主張することができますか。

学生：ア 債務者の責めに帰すべき事由に基づくことが履行遅滞の要件の一つですから、債務者は、履行を遅滞したことが不可抗力によるものであることを証明すれば、責任を免れることができます。

教授： 金銭債務の履行遅滞による損害賠償の額は、どのように定められますか。

学生：イ 約定利率が定められていない場合には、法定利率によることになりませんが、約定利率が定められている場合には、それが法定利率より高いか低いかを問わず、約定利率によることになります。

教授： それでは、約定利率が定められていない場合において、履行遅滞によって実際に生じた損害の額が法定利率を上回るときは、債権者は、その超過分を請求することができますか。

学生：ウ いいえ。債権者は、法律に定めがある場合を除けば、履行遅滞によって実際に損害が生じた場合であっても、法定利率を超過した損害賠償を請求することはできません。

教授： 元本と利息の支払を遅滞した場合、利息について遅延損害金が生じますか。

学生：エ はい。利息請求権も金銭債権ですから、当然に遅延損害金が生じることになります。

教授： 不確定期限のある債務について履行遅滞が生じるのは、いつからですか。

学生：オ 期限が到来し、かつ、債務者がこれを知ったときから遅滞が生じますが、期限の到来した後に債権者が催告すれば、債務者が期限到来の事実を知らなくても遅滞が生じることになります。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

本問は、金銭債務における利息、損害賠償、履行遅滞の時期等を問う問題である。

- ア 誤り。債務者は、帰責性がなければ履行遅滞による責任を負わないのが原則であるから、履行を遅滞したことが不可抗力によるものであることを証明すれば、履行遅滞の責任を負わないはずである（民415）。しかし、金銭債務については、債務者は不可抗力をもって抗弁とすることができないので（民419Ⅲ）、履行遅滞による責任を免れることができない。
- イ 誤り。金銭債務の不履行については、その損害賠償の額は法定利率による。よって、前段部分は正しい。しかし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率によるが（民419Ⅰ）、約定利率が法定利率を超えないときは、法定利率によるので、後段は誤りである。
- ウ 正しい。金銭を目的とする債務の不履行について約定利率を定めていない場合は、損害賠償の額は法定利率によるのであるから（民419Ⅰ）、たとえ実際の損害が法定利率を超えていた場合でも、法定利率の賠償しか請求することができない。
- エ 誤り。利息が1年分以上延滞した場合において、債権者より催告をしても債務者がその利息を払わないときに、はじめて債権者はその利息を元本に組み入れることができるのであり（民405）、当然に利息について遅延賠償金が生じるわけではない。
- オ 正しい。不確定期限のある債務について履行遅滞が生じるのは、債務者がその期限の到来したことを知った時である（民412Ⅱ）。よって、前段部分は正しい。不確定期限の場合、確かに不確定期限の性質上期限が到来しただけでは遅滞責任を負わせるのは酷である。そこで、債務者の了知を必要とする。しかし、期限が到来し客観的に支払うべき状態にある以上、債務者が債権者の催告を無視して支払わないのであれば、遅滞責任を負わせてしかるべきである。したがって、後段部分も正しい。

以上により、正しいものはウ及びオであるから、5が正解となる。

チェック欄						
-------	--	--	--	--	--	--

[問] 次の事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

[事例]

Aは、平成17年1月30日、Bとの間で、次の約定によりBから100万円を借り受ける旨の契約を締結し、同日、全額の交付を受けるとともに、自己所有の土地建物にBのために抵当権を設定した（抵当権の設定の登記を完了したものとする。）。なお、AB間の金銭消費貸借契約には特約は付されていないものとする。

弁済期 平成18年1月30日

利息 年10パーセント

ア AがBに対して支払うべき利息は、平成17年1月31日から発生する。

イ Aが抵当権を設定した土地建物を第三者Cに譲渡した場合には、Bは、平成18年1月30日より前でもAに対して100万円の返還を請求することができる。

ウ BがAに対して有する貸金返還請求権の消滅時効は、平成18年1月31日から進行する。

エ Aが弁済期にBに対して貸金返還債務を完済しなかった場合には、Bは、Aに対して平成18年1月31日から支払済みまで年10パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求することができる。

オ Aは、弁済期前にBに対して100万円を返還することができ、その場合には、返還した日までの利息を付せばよい。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

本問は、金銭債権を題材として、利息債権、期限、消滅時効に関する知識を横断的に問う問題である。

ア 誤り。利息は、平成17年1月30日から発生する。

利息が発生する時期は、金銭消費貸借契約の場合、契約成立の日からである（最判昭33・6・6民12-9-1373）。したがって、AがBに対して支払うべき利息は、平成17年1月31日からではなく、平成17年1月30日から発生する。

イ 誤り。期限の利益が喪失するわけではない。

債務者Aによる担保不動産の譲渡は、期限の利益の喪失事由には当たらない。期限の利益の喪失事由は、①債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、②債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき、③債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき、である（民137）。対抗力を有する抵当権は、追及効を有するので、債務者Aによる担保不動産の譲渡は担保の滅失には当たらない。したがって、Bは、平成18年1月30日より前には、Aに対して100万円の返還を請求することはできない。

ウ 正しい。時効期間の計算において、初日は算入しない。

消滅時効は、「権利を行使することができる時」から進行する（民166Ⅰ）。「権利を行使することができる時」とは、権利を行使することについて法律上の障害がなくなった時という意味である。法律上の障害の典型例は、弁済期の未到来である。そして、確定期限付債権の場合には、期限到来の時から進行する。「期限の到来」とあるが、具体的には弁済期の経過を意味する。そして、時効期間の計算において、初日は算入しない（大判昭6・6・9新聞3292-14、通説）。本肢に即して言えば、平成18年1月30日が確定期限の債権は、その翌日である同月31日から起算し、平成28年1月30日（民143Ⅱ）に消滅時効が完成する。したがって、BがAに対して有する貸金返還請求権の消滅時効は、平成18年1月31日から進行する。

エ 正しい。確定期限の経過によって履行遅滞となる。

確定期限付債権の場合、期限の到来した時から遅滞の責任を負う（民412Ⅰ）。条文上は、「期限の到来した時」とあるが、この「到来」は「経過」の意味である（定説、実務）。すなわち、1月30日になると遅滞に陥るという意味ではなく、1月30日の経過によって（＝1月31日になると）遅滞に陥るという意味である。また、金銭債務の不履行の場合、その損害賠償

の額は法定利率によって定めるのが原則であるが、本肢のように約定利率（年10パーセント）が法定利率（年5パーセント）を超えるときは、約定利率による（民419 I）。したがって、Aが弁済期にBに対して貸金返還債務を完済しなかった場合には、Bは、Aに対して平成18年1月31日から支払済みまで年10パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求することができる。

オ 誤り。弁済期までの利息を付さなければならない。

期限は、債務者の利益のために定めたものと推定され、債務者は期限の利益を放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない（民136 I・II）。具体的には、弁済期までの利息の支払が必要ということである。したがって、Aは、弁済期前にBに対して100万円を返還することができるが、その場合には、弁済期までの利息を付さなければならない。

以上により、正しいものはウ及びエであるから、5が正解となる。